

板橋区納税証明書等の交付請求に係る本人確認に関する事務取扱要綱

平成18年11月30日区長決定
令和2年4月1日一部改正
令和6年11月28日一部改正
令和8年4月28日一部改正

(目的)

第1条 この要綱は、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）に基づき納税証明書（軽自動車税納税証明書（継続検査用）を除く。）、課税証明書及び非課税証明書の交付を請求する者に対し、請求者が請求者本人であることの確認（以下「本人確認」という。）を行うことにより、虚偽その他の不正な手段による交付請求を防止し、もって区民等の個人情報保護することを目的とする。

(本人確認を行う事務)

第2条 本人確認を行う事務は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 法第20条の10に規定する納税証明書（軽自動車税納税証明書（継続検査用）を除く。）の交付
- (2) 課税証明書の交付
- (3) 非課税証明書の交付

(本人確認の方法)

第3条 請求者の本人確認は、請求を行う者（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行われる申請を行う場合にあつては、当該交付を受ける者）に対し、官公署が発行した免許証、許可証若しくは身分を証する書面又はその他の書面等であつて別表に定めるもの（以下「本人確認書類」という。）の提示を求めることにより行う。

- 2 前項の本人確認を行う場合において、区長が必要と認めるときは、請求者に対し、あわせて質問等による調査を行うことができる。
- 3 本人確認書類を所持していない請求者等については、質問等の方法により本人確認ができた場合は交付をすることを妨げない。
- 4 前3項の規定は、請求者の委任を受けて、その代理人又は使者（以下「代理人等」という。）が前条各号に掲げる請求の手続を行う場合において、当該代理人等の本人確認について準用する。

(郵便による交付の請求の本人確認)

第4条 区長は、郵便により、第2条各号に掲げる請求を受理したときは、住民基本台帳により住民登録地を確認のうえ、住民登録地の本人あて送付することにより本人確認に代える。ただし、区長は、請求者の住民登録地が確認できない場合においては、請求者に対し、質問等による調査を行うことができる。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、総務部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成18年12月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

1 この要綱は、令和6年12月2日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現に被保険者証が交付されている者に対する本人確認については、当該被保険者証の有効期間（当該有効期間が令和7年12月2日以後の日に到来する場合は、令和7年12月1日）が到来するまでの間は、なお従前の例による。

付 則

この要綱は、令和8年4月28日から施行する。

別表（第3条関係）

本人確認書類の範囲

1 1点で確認する本人確認書類

第3条第1項に規定する官公署の発行した免許証、許可証又は身分を証する書面は、写真に浮出しプレスによる認証のあるもの又は写真を特殊加工してあるものとする。

個人番号カードについては、板橋区（板橋区が委託した業者及び指定管理者を含む。）の読取端末で読み取った個人番号カード情報を含む。

2 2点で確認する本人確認書類

- (1) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第9条第2項（同法第22条において準用する場合を含む。）に規定する書面その他の健康保険の資格確認書、介護保険の被保険者証又は各種医療証
- (2) 国民年金、厚生年金等各種年金の年金手帳、年金証書又は基礎年金番号通知書
- (3) 診察券
- (4) 社員証又は学生証
- (5) キャッシュカード、クレジットカード又は預貯金通帳
- (6) 消印のある本人あて郵便物
- (7) 電気料金、ガス料金、水道料金等公共料金の領収書
- (8) 不動産賃貸借契約書
- (9) 生活保護受給者証
- (10) その他前各号に類する書類